○独立行政法人水資源機構の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

（平成17年3月29日水機規程平成16年度第48号）

改正　平成27年3月31日水機規程第23号改正①　平成27年9月28日水機規程第14号改正②
平成27年12月21日水機規程第28号改正③　平成28年11月7日水機規程第6号改正④
平成30年1月29日水機規程第14号改正⑤　平成31年3月27日水機規程第28号改正⑥

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この指針は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第7条に規定する保有個人情報及び第44条の15に規定する独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めることを目的とする。③⑤

（定義）

第2条　この指針における用語の定義は、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法の定めるところによる。③⑤

第2章　管理体制

（総括保護管理者）

第3条　機構に、総括保護管理者を一人置くこととし、総務人事本部の事務及び法令遵守に関する事務を担当する理事をもって充てる。①③

2　総括保護管理者は、機構における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等並びに個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たることとし、その事務局を総務部総務課に置く。⑤

（副総括保護管理者）

第4条　本社に副総括保護管理者を一人置くこととし、総務部長をもって充てる。①③

2　副総括保護管理者は、総括保護管理者を補佐するものとする。

（保護管理者）

第5条　課等（独立行政法人水資源機構法人文書管理規程（水機規程平成22年度第31号。以下「文書管理規程」という。）第2条第6号に定める課等をいう。以下同じ。）に保護管理者を一人置くものとし、文書管理規程第6条に定める文書管理者をもって充てる。①②③

2　保護管理者は、課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第６条　課等に、当該課等の保護管理者が指名する保護担当者を一人又は複数人置くこととする。③

2　保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報等（個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を除く。）の管理に関する事務を担当する。

（事務取扱担当者）

第７条　保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定するものとする。③

2　保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

（監査責任者）

第８条　機構に監査責任者を一人置くこととし、監査室長をもって充てる。②③

2　監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

第３章　教育研修

（教育研修）

第９条　総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員、嘱託員、派遣労働者、一般事務補助業務従事者及び専門的業務従事者（以下「職員等」という。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護及び適切な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。①②③⑤

2　総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3　総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4　保護管理者は、当該課等の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第４章　職員等の責務

（職員等の責務）

第10条　職員等は、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適切に取り扱わなければならない。①②③

第５章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第11条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る措置を講じなければならない。②③⑥

2　アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3　職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第12条　職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行う。②③

一　保有個人情報等の複製

二　保有個人情報等の送信

三　保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四　その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条　職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。②③

(媒体の管理等)

第14条　職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。②③

(廃棄等)

第15条　職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。②③

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第16条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。③

(個人番号の利用の制限)

第17条　保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定しなければならない。③

(個人番号の提供の求めの制限)

第18条　職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。③

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条　職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。③

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第20条　職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。③

(取扱区域)

第21条　保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。③

第6章　情報システムにおける安全の確保等

(アクセス記録)

第22条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。③

2　保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第23条　職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。また、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。②③

(入力情報の照合等)

第24条　職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。②③

(情報システム設計書等の管理)

第25条　保護管理者は、その所管する保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。③

(他の規程との関係)

第26条　保有個人情報等に係る情報システムにおける安全の確保等及び情報システム室等の安全管理に関する事項は、この指針に定めるもののほか、独立行政法人水資源機

構情報セキュリティポリシー(水機規程平成27年度第11号)に定めるところによるものとする。①②③⑤

第7章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第27条　保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等(独立行政法人等非識別加工情報等及び特定個人情報等を除く。以下本条において同じ。)を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。②③⑤

2　保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

3　保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報等の提供)

第27条の2　保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。⑤

2　保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第44条の2第1項及び第44条の9の規定(第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。)により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から独立行政法人等個人情報保護法第44条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。⑤

(特定個人情報等の提供の制限)

第28条　職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。③

(保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等)

第29条　保護管理者は、保有個人情報等(独立行政法人等非識別加工情報等及び特定個人情報等を除く。以下本条において同じ。)の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に

は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者の管理体制及び業務従事者の実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等必要な事項について書面で確認しなければならない。①③⑤

一　個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二　再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下本号及び第３項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項⑥

三　個人情報の複製等の制限に関する事項

四　個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五　委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六　違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2　保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。⑥

3　委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、保護管理者は、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じることにより又は機構が自ら行うことにより前項の措置を実施しなければならない。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先がさらに委託を行う場合も同様とする。

4　保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5　保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を一般事務補助業務従事者及び専門的業務従事者によって行わせる場合には、雇用通知書等に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務の委託等）

第 29 条の 2　保護管理者は、独立行政法人非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、独立行政法人非識別加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、独立行政法人非識別加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。⑤

一　独立行政法人非識別加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務⑤
二　再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下本号及び第３項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項⑤⑥
三　独立行政法人非識別加工情報等の複製等の制限に関する事項⑤
四　独立行政法人非識別加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項⑤
五　委託終了時における独立行政法人非識別加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項⑤
六　違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項⑤

2　独立行政法人非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る独立行政法人非識別加工情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や独立行政法人非識別加工情報等の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。⑤⑥

3　委託先において、独立行政法人非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人非識別加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る独立行政法人非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。⑤

4　独立行政法人非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人非識別加工情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等独立行政法人非識別加工情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。⑤

（個人番号関係事務の取扱いに係る業務の委託等）

第30条　保護管理者は、個人番号関係事務の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。③

2　保護管理者は、個人番号関係事務の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3　保護管理者は、委託先において個人番号関係事務の取扱いに係る業務の全部又は一部を再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下本号において同じ。）する場合には、再委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。⑥

４　個人番号関係事務の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。⑥

（匿名化措置）

第30条の２　保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。⑥

第８章　安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第31条　保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。②③

2　保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うか又は職員等に直ちに行わせなければならない。

3　保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、保護管理者は直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4　総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。

5　総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、機構を所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行う。

6　保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（公表等）

第32条　事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じなければならない。②③

2　公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに、保有個人情報等（独立行政法人等非識別加工情報等を除く。）については、総務省行政管理局に、独立行政法人等非識別加工情報等については、個人情報保護委員会事務局に情報提供を行う。⑤

（個人情報保護委員会事務局への報告）

第32条の2　総括保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報等について、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。⑤

一　保護管理者が、第27条の2第2項及び第31条第3項の報告をしたとき並びに第31条第6項の措置を講じたとき。⑤

二　第31条第4項の報告をしたとき。⑤

三　第32条第1項の措置を講じたとき。⑤

四　契約相手方が独立行政法人等個人情報保護法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。⑤

第9章　監査及び点検の実施

(監査)

第33条　監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。②③

(点検)

第34条　保護管理者は、課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。②③

(評価及び見直し)

第35条　保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。③

第10章　行政機関との連携

(連携)

第36条　機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、機構を所管する行政機関と緊密に連携して、その保有個人情報等の適切な管理を行う。②③

第11章　その他

(細則)

第37条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定めることができる。③

附　則

(実施期日)

第1条　この規程は、平成17年4月1日から実施する。④

(読替規定)

第2条　当分の間、人事部においては、第7条中「職員」とあるのは「職員等」と読み替えるものとする。④

附　則(平成27年3月31日水機規程第23号改正①)

この規程は、平成27年3月31日から実施する。

附　則(平成27年9月28日水機規程第14号改正②)

この規程は、平成27年10月1日から実施する。

附　則(平成27年12月21日水機規程第28号改正③)

この規程は、平成27年12月21日から実施する。

附　則(平成28年11月7日水機規程第6号改正④)

この規程は、平成28年11月7日から実施する。

附　則(平成30年1月29日水機規程第14号改正⑤)

この規程は、平成30年1月29日から実施する。

附　則(平成31年3月27日水機規程第28号改正⑥)

この規程は、平成31年4月1日から実施する。